

放課後児童クラブ指定管理者募集要項等に関する質問と回答

令和8年8月3日：教育部保育課作成

No	質問箇所	質問内容	回答
1	募集要項・仕様書6 (経費)	第3期(現行指定期間)における各児童クラブについて、施設別・年度別に次のデータをご提示いただくことは可能でしょうか。①指定管理料の実績額 ②登録児童数 ③平日・土曜日・学校休業日それぞれの平均登所児童数(可能であれば17時以降・18時以降の平均在所児童数も) ④光熱水費・消耗品費・修繕費等の主な経費実績。	回答資料①②③⑤⑥⑦をご確認ください。提示できる範囲での提示になります。
2	仕様書7(指導員の配置等)	現行の各児童クラブにおける職員体制(施設長・常勤・非常勤の別、人数)をご教示いただくことは可能でしょうか。	回答資料④をご確認ください。
3	仕様書5(2)ウ	機械警備システムについて、各児童クラブに現在導入されている設備の有無と、その費用(初期・月額)の負担区分をご教示ください。新規導入が必要な場合、指定管理料に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	現在全ての児童クラブに導入があります。現行の警備契約を継承することを想定しています。費用は回答資料⑧をご確認ください。新規導入する場合に指定管理料とは別に予算措置はありません。
4	募集要項(応募・選定方法)	複数の児童クラブに応募した場合、選定は児童クラブごとに個別に行われるという理解でよろしいでしょうか。それとも応募した全施設を一体として選定されますでしょうか。	選定は児童クラブごとに個別に行います。ただし、プレゼンテーション及びヒアリングは一括して行います。
5	仕様書5(4)(保育料の徴収事務)	保育料の徴収方法に市の定め(口座振替等)はありますか。入退室管理・保護者連絡等のICTシステムを指定管理者が導入し、Web完結の集金システムを活用することは可能でしょうか。市の仕様や方針で定めがあればご教示ください。	徴収方法を市は定めておりませんので、指定管理者が導入したICTシステムを活用していただくことに制限はありません。
6	募集要項 2 施設について(2)	各児童クラブの単位数(支援の単位数)について、ご教示ください。	支援の単位数は以下のとおりです。 ・逗子小学校区放課後児童クラブ 3 ・沼間小学校区放課後児童クラブ 2 ・久木小学校区放課後児童クラブ 3 ・小坪小学校区放課後児童クラブ 2 ・池子小学校区放課後児童クラブ 2
7	募集要項 6経費に関する事項(2)	積算の参考とするため、前年度の収支実績について、収入及び支出の項目別内訳並びに合計実績額が分かる資料等がございましたら、公開可能な範囲でご提供いただけますでしょうか。なお、資料のご提供が難しい場合には、人件費、管理費、事業費及び事務管理費等の項目別の内訳及び合計実績額をご教示いただけますと幸いです。	回答資料⑦をご確認ください。

8	仕様書 5業務内容 (2)	仕様書において、「清掃、機械警備、空調機器、害虫駆除等の施設及び附属設備の維持管理に関する業務（法令に基づくものも含む。）については、事前に協議の上、実施すること」と記載されていますが、各業務について、実施頻度や具体的な業務内容等の必須要件がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。	設備及び附属施設を常に良好な状態に維持し施設運営に支障ないように努めることとしており、実施頻度や業務内容などは具体的には設けておりません。消防用設備保守点検については市が年2回実施しています。
9	仕様書 7業務内容 (2)ア	現在、各児童クラブに在籍している職員について、常勤・非常勤に分けて職員数をご教示ください。また、それぞれの区分における有資格者数についても併せてご教示ください。	回答資料④をご確認ください。
10	仕様書 7業務内容 (2)ク	現在、配慮が必要な児童は何名在籍していますでしょうか。各児童クラブに分けてご教示ください。	現在の在籍人数はお示し出来ませんが、想定される在籍数は、回答資料⑧をご確認ください。
11	応募書類提出要領 3 提案書	i-2の財務状況に関する書類については、i-1の書類で求められている内容を包含しているため、i-1の資料で代替は可能でしょうか。	不可です。i-2は配付したエクセルファイルに入力してください。
12	応募書類提出要領 3 提案書	i-2の財務状況に関する書類の学童事業別の収支状況を求められておりますが、弊社運営施設では子ども教室と学童が一体となっている施設や児童館内で学童と一体で運営している施設ございます。また、運営している単位数も1,000を超えるため、学童のみの収支状況を提出する場合は、非常に煩雑となります。可能であれば事業報告書等の代替案はございませんでしょうか？ なお、こちらの質問について、もし該当資料が必須となる場合8/10までの期日に対応するため可能な限り早く回答を公開いただけますと幸いです。	学童のみの収支状況ではなく、運営する児童クラブのうち、任意の1クラブの収支状況になります。「作成についての説明等」のシートを今一度ご確認ください。
13	応募書類提出要領 【1】2応募者に関する書類d	税務処理の都合上2025年度分の提出が間に合わない場合、2022年度～2024年度の3年分を提出し、2025年度分は準備ができ次第追加での提出で問題ないかご教示いただきたい。	「直近3年分」と記載しておりますので、2022年度～2024年度の3年分で問題ありません。
14	応募書類提出要領 【1】2応募者に関する書類f	税務処理の都合上2025年度分の提出が間に合わない場合、2022年度～2024年度の3年分を提出し、2025年度分は準備ができ次第追加での提出で問題ないかご教示いただきたい。	「直近3年分」と記載しておりますので、2022年度～2024年度の3年分で問題ありません。
15	応募書類提出要領 【1】2提案書 i-2	税務処理の都合上2025年度分の提出が間に合わない場合且つ決算報告書等の内容を記載する必要がある場合、2024年度分を最新として記載してよいかご教示いただきたい。	2024年度分を最新として記載して問題ありません。

16	応募書類提出要領 【1】2応募者に関する書類c	複数児童クラブへ申請する場合、事業計画書全体を児童クラブ毎にそれぞれ作成する必要があるのか、又は事業計画書自体は1つで（1）運営方針、（2）年間行事計画書…等の各項目毎にそれぞれの児童クラブに記載をする方針で問題がないかご教示いただきたい。	事業計画書全体を児童クラブ毎に作成してください。
17	応募提出要領 【1】3提案書c	複数児童クラブへ申請する場合、児童クラブ間で共有するマニュアル等については児童クラブ毎ではなく共通資料とまとめることは問題ないかご教示いただきたい。	問題ありません。
18	募集要項 2施設について	各施設の定員はこどもの応募状況により増減する可能性はあるかご教示いただきたい。	実際の受入人数は、定員に関わらず申請者数を鑑み、市と指定管理者で協議の上決定します。
19	募集要項 6経費に関する項目	指定管理料の中で、「人件費」「管理費」「事業費」「事務管理費」に上限又は下限があるか、ある場合にはその金額をご教示いただきたい。	指定管理料の想定額の積算内訳については回答資料⑧のとおりです。なお、実際の運営は積算上の項目内訳のとおりでなくて構いません。
20	募集要項 P.5「6(3) 指定管理料の想定額」	総事業費の積算内訳（人件費・管理費・事業費・事務管理費の各費目の内訳、想定する職員配置人数・単価等）は開示いただけますか。	回答資料⑧をご確認ください。
21	募集要項 P.5「6(3) 指定管理料の想定額」	想定指定管理料が年度ごとに増加していますが（例：逗子小 35,850千円→48,006千円）、その算定根拠（人件費上昇率、処遇改善の織り込み等）をご教示ください。また、各年度協定における実際の指定管理料の算定にも同様の考え方が適用されるとの理解でよろしいですか。	人件費は各年度の市職員給料表、社会保険料は各年度の保険料率を基に積算を行い予算要求を行います。実際の指定管理料は4月1日時点の入所人数によっても変動します。 「放課後児童支援員等処遇改善事業」を実施する場合は指定管理料とは別に補助金の交付を行います。
22	募集要項 P.5「6(3) 指定管理料の想定額」	「毎年4月1日時点の入所児童数等に応じて、市が総事業費を積算」とありますが、入所児童数の増減は総事業費のどの費目にどのように反映されますか（指導員配置数に連動した人件費の増減か、児童一人当たり単価による算定か等）。	回答資料⑧をご確認ください。

23	募集要項 P.2「2(2) 募集施設一覧」・P.5「6(3)」	想定入所人数は定員ベースと見受けられますが、実際の登録児童数が定員を超過している施設（逗子：120名/定員117名、池子：63名/定員59名）については、総事業費の積算は実際の登録児童数ベースで行われるとの理解でよろしいですか。定員超過に伴う指導員加配分の人件費の取扱いも併せてご教示ください。また、積算の基礎数値として、定員・登録児童数に加え、実際の利用児童数（日々の平均出席人数等）の直近1～3年間の実績データについても、施設別に開示いただけますでしょうか。	総事業費は、登録児童数で積算します。詳細は回答資料⑧をご確認ください。実際の利用児童数については、回答資料③をご確認ください。
24	募集要項 P.5「保育料についての規定」	保育料の月額および減免・免除制度の有無・内容をご教示ください。減免対象児童がいる場合、「保育料収入算定額」は減免後の額により算定されるとの理解でよろしいですか。	減免後の保育料につきましては、「入所のしおり」 https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kosodate/gakkokyoiku/1003638/1003703/1013367.html をご確認ください。保育料収入算定額についてはお見込のとおりです。
25	募集要項 P.4「6(1)」・仕様書「6(1)」	延長保育料（月額1,000円）は指定管理者の収入との理解でよろしいですか。また、延長保育料は「保育料収入算定額」に含まれますか（含まれる場合、想定利用人数の算定根拠もご教示ください）。	延長保育料は指定管理者の収入となります。また、延長保育料は保育料収入算定額には含まれません。
26	募集要項 P.5「保育料についての規定」・基本協定書（案）第18条	保育料に滞納・未納が生じた場合、当該未収分は指定管理者の負担となりますか。督促・徴収に係る役割分担、徴収不能となった場合の取扱い（市への報告、欠損処理等）をご教示ください。	滞納・未納が生じた場合の納付勧奨等の対応については、指定管理者の責任において対応してください。
27	仕様書「7(2)ウ 指導員配置」	障がい児の受入れに伴う指導員の加配に係る人件費は、総事業費（指定管理料）に含めて積算されていますか、それとも別途加算されますか。積算上の想定加配人数（施設別）も併せてご教示ください。	回答資料⑧をご確認ください。
28	仕様書「6(2) 光熱水費及び使用料」	指定管理料に含まれる光熱水費相当分の積算額（施設別）をご教示ください。また、エネルギー価格の急激な高騰等により実支出が積算額を大幅に上回った場合、指定管理料の増額改定に係る協議は可能ですか。また、直近1～3年間における各クラブの光熱水費の年間実績額も併せてご教示ください。	各クラブにおける光熱水費につきましては、回答資料⑧をご確認ください。エネルギー価格の急激な高騰に対する対応は、全庁的な判断に従うことを想定しています。直近1～3年の光熱水費の年間実績は回答資料⑤をご確認ください。

29	基本協定書（案）第21条・仕様書「6(3)」	1件10万円以下の修繕は指定管理者の負担とされていますが、総事業費の積算上、年間修繕費はどの程度見込まれていますか。また、仕様書6(3)では「修繕等の規模の大小に関わらず事前に市と協議し、決定する」とありますが、10万円以下の軽微な修繕についても個別に事前協議が必要との理解でよろしいですか。併せて、直近1～3年間における10万円以下の修繕の発生実績（年間の件数・総額）をご教示ください。	年間修繕費の見込みは回答資料⑧を確認してください。軽微な修繕であっても市と事前協議が必要となります。修繕費の実績は回答資料⑥をご確認ください。
30	募集要項 P.5「6 経費に関する事項」	指定管理料の想定額は消費税及び地方消費税込みの金額との理解でよろしいですか。	お見込のとおりです。
31	募集要項 P.4-5「6 経費に関する事項」	国の放課後児童健全育成事業に係る補助金（放課後児童支援員等処遇改善等事業、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業等）は、総事業費の積算に織り込まれていますか。指定管理者が別途これらの補助金を申請・受領することは可能ですか。	指定管理者が指定管理料とは別に申請できる補助金は「放課後児童支援員等処遇改善事業」のみになります。
32	年度協定書（案）別表・基本協定書（案）第19条	指定管理料は5月中・10月中の前金払（各1回）とありますが、各回の支払割合をご教示ください。また、4月分の運営経費は指定管理者の立替となるとの理解でよろしいですか。	指定管理料に支払割合については、約50%ずつの2回払いとなります。4月分の運営経費につきましてはお見込のとおりです。
33	基本協定書（案）第11条（開始準備）	指定開始日（令和9年4月1日）前に行う職員採用・研修・引継ぎ等の開始準備に要する経費は指定管理者の負担との理解でよろしいですか。また、現指定管理者からの引継ぎの機会・期間の設定について、市に調整いただくことは可能ですか。	指定開始日以前の経費につきましてはお見込のとおりです。引継ぎの機会・期間の設定について、市で調整します。
34	基本協定書（案）第33条（備品等の貸与）	貸与備品が経年劣化等により使用不能となった場合の再調達は「協議により必要に応じて甲が購入又は調達」とありますが、当該費用は指定管理料とは別に市が予算措置するとの理解でよろしいですか。	「管理備品一覧」中、「造り付」としている備品以外は、指定管理者が指定管理料内で購入してください。よって記載誤りです。以下のとおり訂正させてください。 基本協定書(案)第33条(備品等の貸与) 3 乙は、備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなったときは、甲との協議により必要に応じて当該備品等を購入又は調達するものとする。

35	仕様書「5(2)ウ 機械警備の導入」	機械警備システムは、現行の警備契約を承継するのですか、それとも指定管理者が新規に契約するのですか。当該費用は指定管理料の積算に含まれていますか。	現行の警備契約を継承することを想定しています。当該費用については指定管理料の積算に含まれています。
36	募集要項 P.8「8(2)ア 応募単位と応募方法」・基本協定書（案）	複数施設に応募し指定を受けた場合、基本協定・年度協定・指定管理料・経理区分は施設ごとに区分するとの理解でよろしいですか。また、専任が求められる施設長を除き、職員の施設間兼務は可能ですか。また、募集要項では1団体につき複数クラブへの応募が可能とされていますが、選定の結果として1団体あたりの受託施設数に上限が設けられる可能性はありますか。	基本協定・年度協定・指定管理料・経理区分は施設ごとに区分します。職員の施設間勤務について現状において妨げるものではありません。また、1団体あたりの受託施設数に上限はありません。
37	仕様書【共通事項】P.15「5(3) 学校、地域、保護者会等との連携」	現在の各クラブとふれあいスクールとの連携実態（日々の出欠・情報共有の方法と頻度、引率・移動時の責任範囲、移動中に事故が発生した場合のリスク分担）をご教示ください。	放課後児童クラブに登所後はクラブで責任を負います。そのため登所後にふれあいスクールを利用する場合は、職員の引率が必要となります。
38	仕様書【共通事項】P.16「7(2)ウ 指導員配置」	現在各クラブに在籍している障がい児その他特別な配慮を要する児童（医療的ケア児、外国籍の児童等を含む）の人数（施設別）と、現行の加配職員の配置実績をご教示ください。	現在の在籍人数はお示し出来ませんが、想定される在籍数は、回答資料⑧をご確認ください。なお、現在全ての学童クラブで医療行為は行っておりません。また、外国籍の児童数は未把握です。職員の加配数は指定管理者の裁量となります。
39	仕様書【共通事項】P.14「5(1)ア 子どもの安全確保に向けた取り組み」	クラブの利用時間中に、習い事等のために一時的に退室し再度戻る利用（いわゆる中抜け）は、現在のルール上認められていますか。認められている場合は、その際の安全管理・保護者への連絡に係る現行の運用を併せてご教示ください。	保護者より事前に届け出がある場合に限り、いわゆる「中抜け」については認められています。その際の事故等については学童の責任外となりますが、細かな運用についてはそれぞれ現行の指定管理者が決定しています。
40	仕様書【共通事項】P.15「5(3) 学校、地域、保護者会等との連携」	現在、入所時に保育園・幼稚園等からクラブへの児童情報の引継ぎは行われていますか（行われている場合、その方法と個人情報の取扱いの整理）。また、小学校の教員とクラブ支援員が定期的に情報交換を行う場は設けられていますか。	入所申請時に児童の状況把握のために施設長に対し情報提供を行う事を市から保護者に同意を求めています。同様に入所可否の判断にあたり、保育園・幼稚園等へ照会することも併せて同意を求めています。また、小学校教員、ふれあいスクール職員との3者会議も行われています。

41	仕様書「7 指導員の配置等」・募集要項 P.5「6(2) 指定管理料に含まれるもの」	現在各クラブで就労している職員の人数、雇用形態の内訳（常勤・非常勤）、保有資格の状況について、可能な範囲でご教示ください。また、給与水準に関する情報（平均給与水準または年間総人件費の実績額等）の開示は可能ですか。	回答資料④をご確認ください。年間総人件費の実績額は回答資料⑦を参照してください。
42	基本協定書（案）第33条・第43条（備品等の扱い）	現行の運営団体が自己の費用で購入・設置している備品（遊具、教材、事務用品等）について、次期指定管理者へ引き継ぐ（又は買い取る）仕組みや協議の場は設けられますか。全撤去が前提となる場合、市の貸与備品（管理備品一覧）以外は新規調達費用を全額積算すべきという理解でよろしいですか。	備品の引継ぎについては協議可能です。全撤去が前提となる場合はお見込のとおりです。
43	仕様書【共通事項】P.15「7(1) 施設長の要件」	施設長の要件である「放課後児童クラブの支援員の経験年数が常勤換算で2年以上」について、常勤換算の算定方法（基準となる常勤の所定労働時間、換算の計算方法、対象となる勤務実績の範囲等）をご教示ください。	常勤の所定労働時間は、月120時間以上としてください。月120時間未満の期間がある場合は、「その月の所定労働時間 ÷ 120時間」として換算し、各月の換算値を合計することで通算の経験年数を算出してください。なお、換算値は小数点以下を切り捨てて計算してください。対象となる勤務実績の範囲は、放課後児童クラブにおける支援員としての勤務に限ります。
44	募集要項 P.5「6(3) 指定管理料の想定額」・情報公開条例	現行の指定管理者における直近2か年分（令和6年度・令和7年度）の収支報告書（歳入歳出の実績、費目別内訳を含む）をご教示ください。	回答資料⑦をご確認ください。
45	おやつについて	手作りおやつは提供されているか？提供されている場合は具体的にどのようなお菓子か？または頻度について教えてください。	現状実施していませんが、食品衛生法に基づく届け出を行い提供する場合は、市へ事前協議が必要となります。
46	指定管理者変更時の引継ぎ雇用について	指定管理者が変更となった場合、現行事業者からの職員（施設長含む）の引継ぎは可能でしょうか？	現行の指定管理者・職員・次期指定管理者の三者間で合意が得られれば可能であり、市としてこれを妨げるものではありません。
47	障がい児への対応について	久木小学校、池子小学校、小坪小学校の配慮が必要な児童（障がい児、要配慮、要支援等）の実数を教えてください。	現在の在籍人数はお示し出来ませんが、想定される在籍数は、回答資料⑧をご確認ください。

48	職員配置について	職員一覧については、複数の応募をした場合、児童クラブ毎に提出することとなっていますが、例えば職員①が、児童クラブA、児童クラブBにも配置する等の重複は禁止という認識で良いでしょうか？	職員の施設間の兼務について、施設長以外は妨げるものではありません。
49	有資格者の配置について	放課後児童支援員の資格要件は満たしているが、研修未受講の者について、1年間は支援員として配置して良い等の緩和要件はありますか？	ありません。
50	お弁当注文について	土曜日、長期休みにお弁当の注文などは行っていますか？	現状実施していませんが、法令の範囲内で行うことは可能です。
51	指定管理料について	募集要項の5Pに記載されている指定管理料が年度毎に増額している理由をご教示ください。	回答資料⑧をご確認ください。
52	職員の採用について	各施設の現在の職員において継続雇用される職員の人数を差し支えない範囲でご教示ください。（常勤、非常勤別での人数）	現行の職員の雇用契約は現行の指定管理者と職員との間で締結されているものであり、市が雇用状況を把握・管理する立場にないため、常勤・非常勤別の人数についても市では把握しておりません。
53	職員の採用にあたり	継続雇用を前提とした、現指定管理者及び現職員との雇用条件の確認、調整は指定管理者決定通知後、いつ頃から開始（接触）可能でしょうか？	基本協定締結後(令和9年1月以降)となります。
54	職員の雇用契約	常勤職員、非常勤職員の「処遇改善費」「賃金改善手当金」等の手当金の支給について、逗子市としての規定があればご教示ください。（差支えなければ、おおよその金額も含め）	指定管理料の他に、放課後児童支援員等処遇改善事業の申請が可能です。金額につきましては、国の交付金要綱に定める処遇改善を想定していただいて差支えございません。
55	施設長の業務	逗子市内、全5か所の児童クラブの施設長が一堂に会しての会議や意見交換会が定期的に行われているかご教示ください。（2施設で合同のイベント開催等が可能なのか？）	現在行われていませんが、今後は必要に応じて実施する場合があります。また、自主的に開催されることについて市は妨げるものではありません。
56	業務について	入退室システムについて、市で推奨しているシステムがあればご教示ください。	特にありません。

57	業務について	保育料の徴収について徴収方法や金融機関等、市で指定されているのかご教示ください。 未回収が発生した場合はどのような形でお支払いをお願いしていらっしゃいますか？	保育料の徴収方法等について、市が定めているものではありません。滞納・未納が生じた場合の納付勧奨等の対応については、指定管理者の責任において対応してください。
58	活動について	館外活動について移動範囲や場所、回数などで制限されること、参加費の徴収が別途発生するかなどご教示ください。	館外活動については、保護者の同意を得た上で、指定管理者の責任で行ってください。保護者の同意を得られれば実費徴収を行うことを妨げません。
59	活動について	小学校の体育館や校庭の使用について制限があるかご教示ください。 イベントの開催などで体育館を使用させていただくのは可能でしょうか？	小学校の校庭等はふれあいスクールの責任の下使用しているため、協議の上使用しています。イベント等で他施設を使用したい場合、以下のサイトより申込をすることが可能です。使用料が発生する場合、指定管理料より支払ってください。 (学校施設) https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kosodate/shogaigakushu/1003812/1003815.html (コミュニティセンター等) https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kosodate/shogaigakushu/1003819/1003823/1003825.html
60	活動について	放課後児童クラブとふれあいスクールの交流の場や連携して一緒に遊ぶ機会があるかご教示ください。	現在、校庭の利用はふれあいスクールの責任の下で共同使用しています。各小学校区のふれあいスクールと協議が必要になります。
61	指定管理業務に関する経費	2025年度の各施設の「光熱費」「施設維持管理費」「施設保守点検費の実績額」また、「人件費」の実績額や参考額をご教示ください。	回答資料⑦をご確認ください。

62	施設管理における契約について	電気、ガス、水道等の契約について指定があるか、また、IHやソーラーパネルの保守、施設のセキュリティーやAEDの契約について市からの指定があるのかご教示ください。	電気については指定はありません。水道、ガスについては、現行事業者との契約を想定しています。IHなどの備品については指定管理者の責任で保守を行い、ソーラーパネルについては市が保守管理を行います。AEDについては現状設置はありません。施設の機械警備については指定はありませんが、現契約を継承することを想定しています。
63	監査等について	内部監査、外部監査等、年度毎の監査について詳細をご教示ください。	年度毎等の監査は想定してませんが、必要があれば適宜行う事としています。
64	評議会・保護者会	地域、学校、保護者代表との評議会の開催や保護者会開催の頻度についてご教示ください。 また学校運営協議会や地域の会議等、参加が必須とされるものがあればご教示ください。	学校・ふれあいスクール・放課後児童クラブが行う会議(年数回～12回程度)は必須ですが、それ以外の会議参加については指定管理者の裁量になります。
65	応募書類について	副本1部に添付する「登記事項証明書」「納税証明書」は写しでもよろしいのでしょうか？正本、副本の両方とも「原本」を添付するのが正しいのでしょうか？	写しで差し支えありません。
66	応募書類について	応募書類、事業計画書等について、各項目のページ数に上限があればご教示ください。	上限はありません。